# 国際観光事業の助成に関する法律第一条の法人を指定する政令 （昭和二十四年政令第四百四号）

国際観光事業の助成に関する法律第一条に規定する法人は、次の通りとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三〇年六月一日政令第八四号）

この政令は、公布の日から施行する。